

平成十八年厚生労働省令第七十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令を次のように定める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村は、次の表のとおりとする。

都道府県名	市町村名
北海道	函館市 小樽市 旭川市 釧路市 帯広市 夕張市 北見市 岩見沢市 網走市 留萌市 稚内市 美瑛市 芦別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 根室市
	砂川市 千歳市 歌志内市 深川市 富良野市 伊達市 石狩市 北斗市
	当別町 新篠津村
	松前町 福島町
	知内町 木古内町
	七飯町
	鹿部町 森町
	八雲町
	長万部町
	江差町 上ノ国町 厚沢部町
	乙部町
	奥尻町
	今金町
	せたな町
	島牧村
	寿都町 黒松内町
	蘭越町
	ニセコ町 真狩村 喜茂別町 京極町 倶知安町 豊浦町 洞爺湖町
	共和町 岩内町
	泊村 神恵内村
	積丹町
	古平町
	仁木町 余市町 赤井川村
	南幌町 奈井江町 上砂川町
	由仁町 栗山町
	月形町 浦臼町 新十津川町
	妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町
	東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 和寒町 剣淵町 下川町 新得町 清水町
	上富良野町 中富良野町 南富良野町
	占冠村 厚真町 安平町 むかわ町
	美深町 音威子府村 中川町
	増毛町
	小平町
	苫前町 羽幌町 初山別村
	遠別町 天塩町 幌延町 豊富町
	猿払村
	枝幸郡 中頓別町 枝幸町
	礼文郡 礼文町
	利尻郡 利尻富士町
	美幌町 津別町 大空町
	網走郡
	石狩郡
	松前郡
	上磯郡
	亀田郡
	茅部郡
	二世部郡
	山越郡
	檜山郡
	爾志郡
	奥尻郡
	瀬棚郡
	久遠郡
	島牧郡
	寿都郡
	磯谷郡
	虻田郡
	岩内郡
	古宇郡
	積丹郡
	古平郡
	余市郡
	空知郡
	夕張郡
	樺戸郡
	雨竜郡
	上川郡
	空知郡
	勇払郡
	中川郡
	増毛郡
	留萌郡
	苫前郡
	天塩郡
	宗谷郡
	枝幸郡
	礼文郡
	利尻郡
	網走郡

長崎県	東松浦郡	玄海町
	杵島郡	大町町
	太良町	白石町
	藤津郡	長崎市
	東彼杵郡	佐世保市
	北松浦郡	島原市
	小松浦郡	諫早市
	小値賀町	平戸市
	佐々町	松浦市
	新上五島町	対馬市
	八代市	壱岐市
	人吉市	五島市
	水俣市	西海市
	玉名市	雲仙市
	天草市	南島原市
熊本県	山鹿市	
	菊池市	
	宇土市	
	上天草市	
	宇城市	
	阿蘇市	
	下益城郡	
	美里町	
	南関町	
	和水町	
	大津町	
	南小国町	
	小国町	
	座山村	
	高森町	
	西原村	
	南阿蘇村	
	御船町	
	甲佐町	
	山都町	
	津奈木町	
	多良木町	
	湯前町	
	水上村	
	相良村	
	五木村	
	山江村	
	球磨村	
	あさぎり町	
大分県	大分市	
	別府市	
	中津市	
	日田市	
	佐伯市	
	臼杵市	
	津久見市	
	竹田市	
	豊後高田市	
	杵築市	
	宇佐市	
	豊後大野市	
	由布市	
	国東市	
宮崎県	宮崎市	
	都城市	
	延岡市	
	日南市	
	小林市	
	日向市	
	串間市	
	西都市	
	えびの市	
	高原町	
	国富町	
	綾町	
	西米良村	
	木城町	
	川南町	
	都農町	
	諸塚村	
	美郷町	
	椎葉村	
	高千穂町	
	日之影町	
	五ヶ瀬町	
鹿児島県	鹿児島市	
	鹿屋市	
	枕崎市	
	阿久根市	
	出水市	
	指宿市	
	西之表市	
	垂水市	
	薩摩川内市	
	日置市	
	曾於市	
	霧島市	
	いちき串木野市	
	南さつま市	
	志布志市	
	奄美市	
	三島村	
	十島村	
	さつま町	
	長島町	
	湧水町	
	大崎町	
	錦江町	
	南大隅町	
	肝付町	
	中種子町	
	南種子町	
	屋久島町	
	大和村	
	宇検村	
	瀬戸内町	
	龍郷町	
	喜界町	
	徳之島町	
	天城町	
	伊仙町	
	和泊町	
	知名町	
	与論町	
	名護市	
	うるま市	
	南城市	
	宮古島市	
	石垣市	
	国頭村	
	大宜味村	
	東村	
	今帰仁村	
	本部町	
	伊江村	
	伊平屋村	
	伊是名村	
	渡嘉敷村	
	座間味村	
	粟国村	
	渡名喜村	
	久米島町	
	南大東村	
	北大東村	
	多良間村	
	竹富町	
	与那国町	
沖縄県	八重山郡	
	宮古郡	
	島尻郡	
	国頭郡	
	大島郡	
	熊毛郡	
	肝属郡	
	曾於郡	
	始良郡	
	出水郡	
	薩摩郡	
	鹿児島郡	

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

(平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が長野県安曇野市又は旧和歌山県那賀郡岩出町の区域に含まれる場合においては、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

2 施行日から平成十九年四月三十日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、平成十九年四月三十日において令第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が長野県安曇野市又は旧和歌山県那賀郡岩出町の区域に含まれる場合においては、平成十九年四月三十日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則（平成一九年一〇月一日厚生労働省令第二二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年二月一日厚生労働省令第一四二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二二日厚生労働省令第四〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一日厚生労働省令第八八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月三十一日厚生労働省令第一五四号）
この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二六日厚生労働省令第一八〇号）
この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三〇日厚生労働省令第六二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月三十一日厚生労働省令第七八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年五月一日厚生労働省令第一〇九号）
この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。

附 則（平成二二年九月一日厚生労働省令第一四〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一〇月五日厚生労働省令第一四四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年二月二八日厚生労働省令第一六九号）
この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二二年一月一五日厚生労働省令第五号）
この省令は、平成二十二年一月十六日から施行する。

附 則（平成二二年二月一日厚生労働省令第一三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月八日厚生労働省令第二六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月二三日厚生労働省令第二九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月二六日厚生労働省令第三二二号）
この省令は、平成二十二年三月二十八日から施行する。

附 則（平成二二年三月三十一日厚生労働省令第四四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年四月一日厚生労働省令第五二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年九月一日厚生労働省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月七日厚生労働省令第一九号)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年七月二十五日厚生労働省令第九一七号)

この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。

附 則 (平成二年七月二十五日厚生労働省令第九二七号)

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年八月一〇日厚生労働省令第一一四号)

抄

第一条 この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年八月三〇日厚生労働省令第一一〇号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年八月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)より前に締結された労働者派遣契約(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。)に基づく労働者派遣について、施行日において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。)第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が山形県長井市、福島県二本松市、茨城県石岡市、埼玉県秩父郡長瀬町、千葉県君津市、福井県越前市、岐阜県美濃加茂市、滋賀県大津市、同県蒲生郡日野町、京都府木津川市、同府綴喜郡井手町、奈良県生駒郡斑鳩町、和歌山県岩出市、鳥取県東伯郡湯梨浜町、岡山県浅口市、佐賀県小城市、長崎県北松浦郡佐々町又は熊本県上益城郡益城町の区域に含まれる場合においては、施行日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内においては、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3 施行日から平成三十年九月三十日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、同日において令第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が山形県長井市、福島県二本松市、茨城県石岡市、埼玉県秩父郡長瀬町、千葉県君津市、福井県越前市、岐阜県美濃加茂市、滋賀県大津市、同県蒲生郡日野町、京都府木津川市、同府綴喜郡井手町、奈良県生駒郡斑鳩町、和歌山県岩出市、鳥取県東伯郡湯梨浜町、岡山県浅口市、佐賀県小城市、長崎県北松浦郡佐々町又は熊本県上益城郡益城町の区域に含まれる場合においては、同日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則 (令和元年八月三〇日厚生労働省令第三九号)

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則 (令和二年二月三〇日厚生労働省令第一九〇号)

(施行期日)

1 この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)より前に締結された労働者派遣契約(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。)に基づく労働者派遣について、施行日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。)第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が愛知県瀬戸市又は和歌山県橋本市の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3 施行日から令和三年一月一日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において令第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が愛知県瀬戸市又は和歌山県橋本市の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則 (令和三年三月三十一日厚生労働省令第八四号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)より前に締結された労働者派遣契約(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。次項において同じ。)に基づく労働者派遣について、施行日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号。以下この項及び次項において「令」という。)第二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の二第一項に規定する業務に限る。)並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場

所が北海道虻田郡留寿都村、同道夕張郡長沼町、同道上川郡鷹栖町、福島県河沼郡湯川村、福岡県大牟田市、同県田川市、同県糟屋郡篠栗町、同県田川郡福智町、佐賀県嬉野市、同県杵島郡江北町及び鹿児島県肝属郡東串良町の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3 施行日から令和三年五月一日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、当該労働者派遣契約の締結の日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において令第二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務（保健師助産師看護師法第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律第二十条の二第一項に規定する業務に限る。）並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が北海道虻田郡留寿都村、同道夕張郡長沼町、同道上川郡鷹栖町、福島県河沼郡湯川村、福岡県大牟田市、同県田川市、同県糟屋郡篠栗町、同県田川郡福智町、佐賀県嬉野市、同県杵島郡江北町及び鹿児島県肝属郡東串良町の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則（令和四年九月一日厚生労働省令第二二三号）

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和六年一月四日厚生労働省令第一号）

この省令は、令和六年二月一日から施行する。